

【不動産引渡命令の申立てから強制執行までの概要】

徳島地方裁判所不動産執行係

以下のとおり1～5の順序で手続を進めます

引渡命令手続とは、執行裁判所で「引渡命令」という裁判の発令を受け、それに基づき「執行官」に強制執行の申立てをし、強制執行を行う方法です。

1 「引渡命令発令のための執行裁判所への申立て」

(1) 申立書

(2) 収入印紙（「相手方」の数×500円）

(3) 郵便切手1099円分×（「申立人」と「相手方」の数）

相手方に1回で届かない場合には、郵便切手を追納していただく必要があります。

(4) 添付書類（法人の場合は法人の登記事項証明書）

その他、特別に提出の指示を受けた書類（必要な場合のみ）

※ 申立期間は、代金納付日から6か月ですが、明渡猶予制度の適用がある場合は9か月です。

2 「執行裁判所による引渡命令の発令、送達」

引渡命令が発令されると、当事者にその正本が送達されます。なお、発令の前提として当事者を審尋する場合があります。また、引渡命令を発令できない場合もあります。

3 「執行抗告期間」

引渡命令正本が送達されてから1週間は執行抗告（不服申立て）を申し立てることができる期間です。執行抗告がなされないまま1週間が経過すると、引渡命令は「確定」します。

4 「執行文付与の申立て・送達証明申請」

引渡命令が「確定」し、執行官へ強制執行の申立てをする際には、次の書類が必要となります。執行裁判所の裁判所書記官に申請してその交付を受けてください。

① 『執行文付与』

※手数料は「収入印紙300円」

② 『送達証明書』

※手数料は「相手方の数×150円」

5 「執行官に対する執行の申立て」

上記により交付を受けた「執行文が付与された引渡命令正本」「送達証明書」を添付書類として、執行官に実際の明渡しのための強制執行の申立てをする。

強制執行の申立てには一定の費用がかかります。

（なお、以降の手続は、執行官に対する申立てとなりますので、詳細については執行官室にお問い合わせください。）

（執行官室）徳島地方裁判所 TEL 088-625-1552